

議案第 7 3 号

杉並区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 1 1 月 1 9 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立公園条例の一部を改正する条例

杉並区立公園条例（昭和 5 1 年杉並区条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 6 中

名称	利用料金			を
	午前（午前 9 時から 正午まで）	午後（午後 1 時から 午後 5 時まで）	延長利用料金	

「（1） 茶室及び詩歌室

名称	利用料金			に
	午前（午前 9 時から 正午まで）	午後（午後 1 時から 午後 5 時まで）	延長利用料金	

改め、同表荻外荘公園和室 1 の項、荻外荘公園和室 2 の項及び荻外荘公園和室 3 の項を削り、同表付記 1 中「、角川庭園茶室又は荻外荘公園和室」を「又は角川庭園茶室」に改め、同表に次のように加える。

（2） 駐車場

名称	利用料金（1 台につき）	
下高井戸おおぞら 公園駐車場	3 時間以内 3 0 分までごと	1 0 0 円
	3 時間を超え 3 0 分までごと	1 5 0 円

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。ただし、別表第６萩外荘公園和室１の項、萩外荘公園和室２の項及び萩外荘公園和室３の項を削る改正規定並びに同表付記１の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

下高井戸おおぞら公園駐車場の利用料金を定める等の必要がある。